

会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 令和5年9月7日(木) 開会 午前 9時00分

閉会 午前10時19分

出席者 委 員 委員長 小久保 かおる

	森 戸 雅 孝	大 浦 兼 政	氏 家 晃
	福 富 善 明	福 田 裕 司	中 島 克 訓
傍 聴 者	小太刀 孝 之	市 村 隆	雨 宮 茂 樹
	浅 野 貴 之	小 平 啓 佑	針 谷 育 造
	古 沢 ちい子	大 谷 好 一	坂 東 一 敏
	青 木 一 男	松 本 喜 一	梅 澤 米 満
	天 谷 浩 明	針 谷 正 夫	広 瀬 義 明
	小 堀 良 江	白 石 幹 男	関 口 孫 一 郎

事務局職員 事務局長 白 井 一 之 議事課長 森 下 義 浩
課長補佐 佐 藤 優 主 事 齊 藤 千 明

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総合政策部長	癸生川	亘
経営管理部長	瀬下昌	宏
地域振興部長	石川交	子
消防長	上岡健	司
行財政改革推進課長	茅原洋	一
総務人事課長	奈良部和	紀
総務人事課主幹	飯塚昭	浩
管財課長	清水孝	之
財政課長	熊倉宜	和
税務課長	佐藤正	実
地域振興部副部長兼 地域政策課長	高野義	宏
都賀地域づくり推進課長	島田和	行
西方地域づくり推進課長	中田治	彦
蔵の街課長	佐藤啓	子
渡良瀬遊水地課長	海老沼博	行
消防総務課長	小川信	幸
予防課長	田村秀	彦
警防課長	中村	聡

令和5年第4回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

令和5年9月7日 午前9時開議 全員協議会室

日程第1 議案第76号 栃木市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第77号 栃木市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定
について

日程第3 議案第78号 栃木市コンプライアンス推進条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第80号 栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第73号 令和5年度栃木市一般会計補正予算（第5号）（所管関係部分）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（小久保かおる君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（小久保かおる君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（小久保かおる君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第76号 栃木市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

奈良部総務人事課長。

○総務人事課長（奈良部和紀君） おはようございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまご上程をいただきました議案第76号 栃木市情報公開条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は10ページから12ページ、議案説明書は7ページから11ページとなります。初めに、議案説明書によりご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、議案説明書の7ページを御覧ください。提案理由であります。公務員等の氏名を公開する基準及び請求書の補正に係る手続について定め、並びに電磁的記録の写しの交付による情報の公開を可能とするに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

改正の概要につきましては記載のとおりであります。詳細につきましては新旧対照表によりご説明させていただきます。参照条文につきましては、省略させていただきます。

次に、改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明させていただきますので、8ページ、9ページを御覧ください。左のページが現行、右のページが改正案となります。第6条につきましては、公開となる情報に括弧書きで、公開することにより当該公務員等の権利利益を不当に害する

おそれがある場合は除いておりますが、公務員等の氏名を加えるものでございます。

次に、第9条につきましては、第4項に情報公開請求があった場合で、情報公開請求書に形式上の不備があったときの補正の手續に係る規定を加えるものでございます。

10ページ、11ページを御覧ください。第10条につきましては、請求を受けた日から公開決定まで15日以内と定めているところですが、第9条に加えました補正に要する日数を、その期間に算入しない旨の規定を加えるものでございます。

次に、第12条につきましては、公開の実施及び方法に電磁的記録について加えるものでございます。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の10ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきまして、次の11ページを御覧ください。改正文であります。内容につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明させていただきましたので、附則についてご説明いたします。

12ページを御覧ください。第1項につきましては、この条例は、公布の日から施行するというものであります。

第2項につきましては、改正後の本条例の規定は、この条例の施行の日以後になされる情報の公開の請求から適用し、同日前になされた情報の公開の請求については、なお従前の例によるというものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） おはようございます。実施機関の公開義務というところで大きく変わったのが、公務員の職だけではなくて、氏名も加えるよという内容なのかなと理解しているところなのですけれども、ここで括弧書きに書いてある、公開することにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれと書かれているのですけれども、具体的にはどんな例があるのでしょうか、教えてください。

○委員長（小久保かおる君） 奈良部総務人事課長。

○総務人事課長（奈良部和紀君） まず、大前提といたしまして、公務員等というところには、そのウというところに書いてございますが、国家公務員、それから地方公務員あるいは独立行政法人、こういったところの職員というのが含まれているところでございます。公務員等も私生活におきましては一市民ということでございますので、プライバシーの保護というのは必要になってまいります。このため、相当なプライバシーを保護する観点で、この規定を加えさせていただいているとこ

ろでございます。

具体的にということでございますが、なかなか、いろんな事例がありますので、あくまで一例ということで申し上げますと、例えば不法投棄などがあつたときに、その不法投棄に関する文書などの請求があつたときに、その文書に、例えば現場で監視を行う職員の名前が入っているというようなことがあつた場合には、その職員に対して業者のほうから危害を加えられるというようなおそれもありますので、そういった場合については非公開とするということでありまして、あくまでそれは一例でありますので、必ずその場合に非公開になるということではなくて、その状況に応じましてその辺りは運用していきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 今の福田委員の関連なのですが、今、不当に害するおそれがある場合というのは理解をできました。この不当に害するおそれがあるというふうに判断するのは、どの部署のどなたが判断するのかというのをご答弁いただきたいと思います。

○委員長（小久保かおる君） 奈良部総務人事課長。

○総務人事課長（奈良部和紀君） あくまで決定につきましては、その情報を持っている機関、役所でいいますと原課ということになります。ただ、決定に当たりまして、総務人事課と協議を行った上で決定のほうはしていくというようなことで実際運用しておりますので、そちらにつきましては総務人事課の私どもと協議をした上で、相当な理由があるというふうに認められる場合については、非公開ということで決定させていただくことになるかと思ひます。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第76号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがひまして、議案第76号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第2、議案第77号 栃木市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

奈良部総務人事課長。

○総務人事課長（奈良部和紀君） ただいまご上程をいただきました議案第77号 栃木市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は13ページから15ページ、議案説明書は12ページから15ページとなります。初めに、議案説明書によりご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、議案説明書の12ページを御覧ください。提案理由であります、栃木市情報公開条例の一部改正を踏まえ、所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

改正の概要につきましては記載のとおりであります、詳細につきましては新旧対照表によりご説明させていただきます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明させていただきますので、14ページ、15ページを御覧ください。左のページが現行、右のページが改正案となります。右のページの第4条につきましては、不開示情報の特例といたしまして、括弧書きで開示することにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるもの及び法で規定する不開示情報に該当するものを除いておりますが、公務員等の氏名に係る部分についての規定を加えるものでございます。

次に、左の14ページの第4条から第6条までは、それぞれ繰下げをするものでございます。

次に、栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例の改正であります。第2条につきましては、先ほどご説明いたしました個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正により、条ずれが生じますので、改めるものでございます。

次に、議案書により説明いたしますので、議案書の13ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきます、次の14ページを御覧ください。改正文であります、内容につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明をさせていただきましたので、附則についてご説明いたします。

第1項につきましては、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

第2項につきましては、改正後の本条例の規定は、この条例の施行の日以後になされる開示請求に係る保有個人情報の開示について適用し、同日以前になされた開示請求に係る保有個人情報の開示については、なお従前の例によるというものでございます。

第3項につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明をさせていただきました審査会条例の一部改正でございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんか。

福富委員。

○委員（福富善明君） 要するに公務員の名前を出さないということなのですから、もしも誰々さんがこういうことを言いましたということについて、どんな表現をされるのでしょうか。

〔「名前を出すんだよ」と呼ぶ者あり〕

○委員（福富善明君） 出すんですね。では、もう一度確認をお願いします。

○委員長（小久保かおる君） 奈良部総務人事課長。

○総務人事課長（奈良部和紀君） 新たに加えます第4条につきましては、不開示情報の特例ということですので、法律で不開示情報になっているものの特例として公務員の氏名、こちらを不開示ではなく開示の対象とするという内容のものでございます。

○委員長（小久保かおる君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 前の76号とこの77号の内容の差というのはどういう感じなのか。

○委員長（小久保かおる君） 奈良部総務人事課長。

○総務人事課長（奈良部和紀君） 基本的には、内容的には同じことになるのですが、まずは情報公開条例、先ほどのほうにつきましては、同じ第6条の中に非公開情報ということで、ほかの事由も記載されているところですので、そちらに該当する場合につきましては、公務員の氏名でありましても非公開となるようなことになるのですけれども、こちらの第77号の個人情報保護、こちらにつきましては、法律で不開示情報ということを決めておまして、その特例として氏名を加えるのですが、そうなりますと法律で定める不開示情報というのが全て該当から漏れてしまうということもありまして、その括弧書きに、及び以降なのですが、法第78条第1項各号、こちらのほうを加えさせていただきまして、不開示情報に該当するケースについては、公務員の氏名でありましても不開示というふうな取扱いとするということでございます。

○委員長（小久保かおる君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。
ただいまから議案第77号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。
したがって、議案第77号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第3、議案第78号 栃木市コンプライアンス推進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

奈良部総務人事課長。

○総務人事課長（奈良部和紀君） ただいまご上程をいただきました議案第78号 栃木市コンプライアンス推進条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は16ページ、17ページ、議案説明書は16ページから19ページとなります。初めに、議案説明書によりご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、議案説明書の16ページを御覧ください。提案理由でございますが、附属機関の委員に対する不当要求行為等への対応を可能とするに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

改正の概要につきましては記載のとおりであります。詳細につきましては新旧対照表によりご説明させていただきます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、改正の内容につきまして新旧対照表によりご説明いたしますので、18ページ、19ページを御覧ください。左のページが現行、右のページが改正案となります。第2条につきましては、地方公務員法第3条第3項第2号でございますが、こちらにつきましては附属機関の委員について規定しているものでございまして、同号を本条例で定義する職員に加えるものでございます。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の16ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきます。次の17ページを御覧ください。改正文でありますが、内容につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明をさせていただきましたので、末尾にあります附則を御覧ください。この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第78号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第78号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願います。

〔執行部退席〕

◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第4、議案第80号 栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

田村予防課長。

○予防課長（田村秀彦君） ただいまご上程いただきました議案第80号 栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は25ページ、議案説明書は38ページであります。初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の38ページをお開きください。提案理由でございますが、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市火災予防条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

次に、改正の概要でございますが、1として、急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準を改めること（第11条の2関係）、2として、字句の整理を行うこと（第16条関係）、3として、喫煙所における標識の設置及び図記号による標識の規格に係る規定を改めること（第23条及び別表

第7関係)でございます。参照条文につきましては、省略させていただきます。

次に、改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、40ページから41ページを御覧ください。栃木市火災予防条例の一部改正となります。第11条の2、急速充電設備、現行の自動車等となっている語句に国の準則に合わせて乗り物を追加しまして、改正案では、「原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。」を加え、さらに同条の現在、「全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。」となっている語句を「全出力20キロワット以下のものを除く。」に改め、届出の上限枠を撤廃することに改正いたします。恐れ入りますが、これより先は41ページから43ページを御覧ください。あわせて、改正案では第1号から第17号まで、急速充電設備の構成機器について、ただし書及び位置、構造及び管理についてが加わり、充電ポストについて第17号が追加されたことにより、第17号及び第18号がそれぞれ繰り下がり、第18号、第19号に改められました。

次の第16条関係、避雷設備、現行、同条以外に日本産業規格の語句が使われていませんでしたが、今回の改正案では、この後ご説明いたしますが、同条例第23条の改正に伴い、同語句が使用されるために、「以下同じ。」が加わったことによる字句の整理でございます。

次に、42ページ下段から45ページを御覧ください。第23条及び別表第7関係、喫煙等、現行の第3項を削除し、改正案では、第4項が第3項に繰り上がり、現行の第4項第2号中の「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。」を、改正案では、「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない。」に改め、第3項の次に第4項を加え、第2項または前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、国際標準化機構及び日本産業規格に適合するものとして、国の準則が追加されました。

さらに、現行の第23条第5項中の「前項第2号」を、改正に伴う整理といたしまして、改正案では、「第3項第2号」に改め、「別表第7」を削除いたしました。

次に、議案書によりご説明いたしますので、議案書の25ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきます。

続いて、26ページから28ページまで改正文となりますが、内容につきましては、ただいま新旧対照表によりご説明させていただきましたので、28ページ、附則についてご説明させていただきます。

附則であります。1といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行とするものであります。

附則2から4までは、関係する条例附則での定めの詳細、経過措置等を整理したものでございます。

以上で栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんか。

福富委員。

○委員（福富善明君） 議案説明書の43ページ、(17)の「急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストによる蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。」ということで書いてあるのですが、ちょっと理解できないので、ちょっと詳細に教えていただきたいです。

○委員長（小久保かおる君） 田村予防課長。

○予防課長（田村秀彦君） お答えいたします。

この急速充電設備の分離型のものにあつてはというのは、変圧機能を有しない充電ポストのことを指しております。充電ポストというのは、変圧機能を有しないということは、火災の発生のおそれが非常に少ない構造ということになっておるのですが、この蓄電池というのは火災の発生のおそれがあるという器具に該当するので、そのところをお話ししたことによるものですが。よろしいでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 福富委員、よろしいですか。

○委員（福富善明君） はい。

○委員長（小久保かおる君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） ちょっと福富委員との関連なのですが、今、EVがかなり普及していますが、家庭にも充電設備がありますね。あれはどちらに該当するのですか。

○委員長（小久保かおる君） 田村予防課長。

○予防課長（田村秀彦君） お答えいたします。

家庭用のEVの充電設備については、火災予防条例の対象外の届出行為になります。ということは、届出はありません。なぜなら、キロワットが50キロワットを超えるような充電設備というものは、一般住宅では存在することはかなり不可能な現状となっておりますので、届出行為に発展するようなキロワットは超えてくることはないと考えております。

○委員長（小久保かおる君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） そうしますと、家庭用で使っているやつは、これに該当しないということで、これに該当するということになりますと、どんなようなあれなのですか。

○委員長（小久保かおる君） 田村予防課長。

○予防課長（田村秀彦君） お答えします。

先ほどの改正で、50キロワット以上200キロワットを撤廃するという改正案でお話しさせていただきました。実を言いますと、市内でも50キロワットを超えるものは、現在の届出行為、現行までに今まで1か所という届出行為になっています。通常のご家庭ですと、恐らくキロワットの的には3

キロが限度だと思っております。これ以上に、3キロワット以上、もっと充電能力の強いものを設置する場合には、変電設備という設備がご自宅でも必要になってきてしまうからです。ですから、住宅ではこの設置届出には一切該当しないということでございます。

○委員長（小久保かおる君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） 分かりました。そうすると、この該当する施設というのは、例えば1か所あると言いましたけれども、どういうところで、今後これに該当するということはこういったところが考えられますか。今、都賀の総合支所、複合施設を建ててはいますけれども、そこもやっぱりEV関係の設備がつくのですけれども、都賀なんかの場合はこれに該当するのかどうか、ちょっと教えてください。

○委員長（小久保かおる君） 田村予防課長。

○予防課長（田村秀彦君） あくまでも火災予防条例、急速充電設備は、先ほどもお話ししたように50キロワット以上を超えるものは全て届出の対象になります。先ほど栃木市内に1か所と言われていたのは、これは岩舟にありますガソリンスタンドに1か所、許可施設ですので、スタンド内には設置することはできないのですけれども、許可施設以外の敷地に設けてある充電設備が初めての届出行為となっております。ですから、総合支所のほうは、50キロワットを超えてくるものを設置するとなると、火災予防条例の届出ということで届出行為を行っていただくという形になります。

○委員長（小久保かおる君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 今、中島委員の質問で随分理解できたのだけれども、一般家庭というのはほとんど関係ないのですよね。そこは理解しました。その中で、例えばコネクタと実際の自動車につなぐところの安全装置とか衝突防止ですとか、インターロックかな、関係のことが規定されているのですけれども、これも事業者というか業者に対しての制定文みたいな理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 田村予防課長。

○予防課長（田村秀彦君） 委員のおっしゃるとおりでございます。火災予防条例では、あくまでも位置、構造、管理ということで届出行為となっておりますので、委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） では、この改定になった条例に違反したときの罰則等は何か決まっているのでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 田村予防課長。

○予防課長（田村秀彦君） 当市の火災予防条例に罰則規定はございません。あくまでも位置、構造、

管理を管轄するということが、火災の発生リスクを少なくするというのが火災予防条例の届出となりますので。

以上になります。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） あと議案説明書のほうの44ページ、45ページのところなのですが、喫煙所の標識が、この44ページに書かれているところが削除になるということで認識したのですが、削除というのは、今までついているのを外してしまうということなのではないでしょうか。その代わりに規格第7010号とか日本産業規格のZ8210に適合するというような文言で書いてあるのですけれども、それに変えなければいけないということの理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 田村予防課長。

○予防課長（田村秀彦君） お答えいたします。

今、委員のおっしゃられたことは、附則にもあります従前の例によるということで、今まで設置されているものは、そのまま設置の状況で、取り外すことはありません。新たに設ける場合に、そういうことをご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第80号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第80号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願います。

〔執行部退席〕

◎議案第73号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第5、議案第73号 令和5年度栃木市一般会計補正予算（第5号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉宜和君） ただいまご上程をいただきました議案第73号 令和5年度栃木市一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

補正予算書の3ページをお開きください。令和5年度栃木市の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ23億628万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ784億4,307万5,000円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

債務負担行為の補正は、第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正によるというものであります。

地方債の補正は、第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正によるというものであります。

4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページが歳入、次の5ページが歳出となっております。なお、所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

6ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正（追加）であります。1項目めの令和5年度本庁舎宿直警備等業務委託から4項目めの令和5年度本庁舎受付等業務委託までの4件につきましては、本庁舎の各業務において、令和6年4月1日から実施するため、また長期に安定的に実施するため、本年度中に入札事務等を行う必要がありますので、令和6年度から令和8年度を期間とした債務負担行為を追加させていただくものであります。

次に、7ページを御覧ください。第3表、地方債補正（変更）であります。本表は、上段が補正前、下段が補正後となっております。上段の補正前の起債の目的欄の1項目め、庁舎整備事業から6項目め、臨時財政対策債までの計6件について、起債の限度額を変更するものであります。詳細につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明させていただきます。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては変更ございません。

次に、少し飛びまして、17ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。17ページは歳入、次の18、19ページが歳出となっておりますが、ここでの説明は省略させていただきます、引き続き歳入の所管関係部分についてご説明させていただきますので、20ページ、21ページをお開きください。

10款1項1目1節地方特例交付金は、補正額383万8,000円の減額であります。説明欄の地方特例

交付金につきましては、本年度の交付額決定に伴い、減額補正するものであります。

次に、11款1項1目1節地方交付税は、補正額5億5,089万円の増額であります。説明欄の普通交付税につきましては、本年度の交付額決定に伴い、増額補正するものであります。

次に、15款2項1目1節総務管理費補助金は、補正額4,720万円の減額であります。説明欄の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金につきましては、地域施設再編モデル総合支所複合化整備事業費（都賀）の実施に当たり、国庫補助を財源として予定しておりましたが、不採択となったため、減額補正するものであります。

22ページ、23ページをお開きください。一番下の段の19款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額4億6,720万円の減額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整として基金から繰り入れるものであります。本補正予算案におきましては、歳入超過となることから、減額補正するものであります。

24ページ、25ページをお開きください。2段目の20款1項1目1節前年度繰越金は、補正額22億2,578万9,000円の増額であります。説明欄の前年度繰越金につきましては、令和4年度からの繰越金確定により増額補正するものであります。

次に、1段飛びまして、一番下の段、22款1項市債であります。1目1節総務管理債は、補正額4,250万円の増額であります。説明欄の旧合併特例事業債（庁舎整備事業）につきましては、地域施設再編モデル総合支所複合化整備事業費（都賀）の財源として予定していた国庫補助金が不採択となったことに伴い、起債額を増額補正するものであります。

なお、市債の説明欄における括弧書きにつきましては、7ページにあります第3表地方債補正（変更）における起債の目的欄の区分を表しております。

次に、6目2節道路橋りょう債は、補正額4,230万円の増額であります。説明欄の公共事業等債（道路新設改良事業）につきましては、スマートIC整備事業費の増額に伴い、起債額を増額補正するものであります。

次の旧合併特例事業債（道路維持事業）につきましては、舗装修繕事業費の増額に伴い、起債額を増額補正するものであります。

次の地方道路等整備事業債（道路新設改良事業）につきましては、1項目めの公共事業等債と同じく、スマートIC整備事業費の増額に伴い、起債額を増額補正するものであります。

次の一般事業債（その他・土木施設道路維持事業）につきましては、通学路安全施設整備事業費の増額に伴い、起債額を増額補正するものであります。

次に、6目4節都市計画債は、補正額1,500万円の増額であります。説明欄の一般事業債（その他・レクスポ施設）（公園整備事業）につきましては、栃木総合運動公園施設整備事業費の財源として予定していた助成金の減額に伴い、起債額を増額補正するものであります。

次に、8目3節中学校債は、補正額1,110万円の増額であります。説明欄の学校教育施設等整備

事業債（中学校施設整備事業）につきましては、中学校設備省エネ化推進事業費の増額に伴い、起債額を増額補正するものであります。

26ページ、27ページをお開きください。次に、9目1節臨時財政対策債は、補正額1億1,290万円の減額であります。説明欄の臨時財政対策債につきましては、本年度の発行可能額決定に伴い、減額補正するものであります。

以上で歳入の所管関係部分について説明を終了いたします。

引き続き、歳出の所管関係部分についてご説明いたしますので、28ページ、29ページをお開きください。2款1項1目一般管理費は、補正額541万円の増額であります。説明欄の特別職人件費につきましては、市長、副市長の給料等の減額に伴い、不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次の職員福利厚生事業費につきましては、通勤途中の交通事故で死亡した職員の遺族に対し、栃木市職員等公務災害見舞金支給条例に規定する公務災害見舞金を支給するため、増額補正するものであります。

次に、3目財政管理費は、補正額11億1,289万5,000円の増額であります。説明欄の財政調整基金積立金につきましては、地方財政法の規定に基づき、令和4年度決算剰余金の一部を積み立てるため、積立金を補正するものであります。

次に、5目財産管理費は、補正額8億5,076万7,000円の増額であります。説明欄の公共施設整備等基金積立金につきましては、大型施設整備事業を予定どおりに推進する財源確保のため、積立金を補正するものであります。

次に、7目支所及び出張所費は、補正額135万8,000円の増額であります。説明欄の都賀総合支所庁舎管理費につきましては、電気料の高騰により不足が見込まれるため、光熱水費を増額補正するものであります。

次に、11目地域づくり費は、補正額371万円の増額であります。説明欄の渡良瀬遊水地ハートランド城管理費につきましては、電気料の高騰により不足が見込まれるため、光熱水費を増額補正するものであります。

次の藤岡遊水池会館管理費につきましては、排煙窓の開閉装置が故障し、改修工事が必要となったため、工事請負費を増額補正するものであります。

次に、12目庁舎整備費は、補正額ゼロ円であります。説明欄に記載はございませんが、地域施設再編モデル総合支所複合化整備事業費（都賀）につきましては、財源内訳欄にありますように、予定していた国庫補助が不採択となったことに伴い、地方債を財源充当するため、補正するものであります。

次に、13目公民館費は、補正額782万7,000円の増額であります。説明欄の職員人件費につきましては、職員の人事異動等により当初見込んでいた共済費に不足が生じるため、補正をするものであります。

ります。

なお、以降の各科目における職員人件費につきましても、当初見込んでいた所属職員の配置人数、役職等に変更が生じたため、給料、職員手当等を補正するものでありますので、以降の説明につきましては省略させていただきます。

次の国府公民館管理運営費につきましては、小会議室等のエアコンが故障し、早急に更新工事が必要なため、工事請負費を増額補正するものであります。

次の都賀公民館管理運営費につきましては、電気料の高騰により不足が見込まれるため、光熱水費を増額補正するものであります。

次に、1段飛びまして、15目体育施設費は、補正額654万2,000円の増額であります。説明欄の体育施設共通管理費（都賀）につきましては、各施設の夜間照明灯において、電気料の高騰により不足が見込まれるため、光熱水費を増額補正するものであります。

次のコミュニティセンター管理費（都賀）につきましては、都賀南部コミュニティセンターにおいて雨漏りが生じ、その修繕工事を行うため、また木コミュニティセンターにおいて、研修室のエアコンが故障し、早急に更新工事を行うため、並びに各施設において電気料の高騰により不足が見込まれるため、工事請負費等を増額補正するものであります。

30ページ、31ページをお開きください。説明欄一番上の都賀体育センター管理費につきましては、固定式の照明が数多く切れ、利用に支障が出ており、照明器具の修繕工事が必要なため、工事請負費を増額補正するものであります。

次の西方総合文化体育館管理費につきましては、シャワー用給湯器が故障し、利用に支障が出ており、器具の更新が必要なため、維持補修費を増額補正するものであります。

次に、16目諸費は、補正額9,023万3,000円の増額であります。説明欄の市税過誤納金還付費につきましては、法人市民税の過年度分過納金が当初想定を上回る見込みであるため、増額補正するものであります。

32ページ、33ページをお開きください。2款2項2目賦課徴収費は、補正額176万円の増額であります。説明欄の市民税賦課事務費につきましては、特別徴収税額通知書の電子化対応及び令和6年度から市民税に併せて森林環境税を課税するに当たり、システムの改修が必要であるため、委託料を増額補正するものであります。

次に、少しページが飛びまして、52ページ、53ページをお開きください。8款4項5目まちづくり事業費は、補正額199万9,000円の増額であります。説明欄の歴史まちづくり事業費につきましては、旧金澤呉服店について、屋根瓦が崩落の可能性があり危険であることから、早急に補修する必要があるため及び利活用するに当たり、従来の地下水の導水ポンプ等が稼働できず、市水道への給水工事を実施するため、維持補修費を増額補正するものであります。

次に、少しページが飛びまして、56ページ、57ページをお開きください。9款1項1日常備消防

費は、補正額1,200万円の増額であります。説明欄の消防職員福利厚生事業費につきましては、通勤途中の交通事故で死亡した消防職員の遺族に対し、栃木市職員等公務災害見舞金支給条例に規定する公務災害見舞金を支給するため、増額補正するものであります。

次に、3目消防施設費は、補正額3,960万円の増額であります。説明欄の消防車等管理費につきましては、はしご車において年次点検を実施した結果、経年による部品の劣化が見られ、部品等の交換をしなければ運用停止になるとの指摘を受けたことから、早急にはしご車の分解修理の必要が生じたため、増額補正するものであります。

以上をもちまして、令和5年度栃木市一般会計補正予算（第5号）に係る所管関係部分についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） いろいろなページがあるのですがけれども、21ページ、歳入のほうで、国庫補助金です。都賀の支所の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金ということで、国庫補助のほうの不採択になったということなのですが、これは複合施設の最後のほうで付け足すというか、当初の設計から、ちょっと設計変わりましたよね。その辺の部分に当たるものなのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○委員長（小久保かおる君） 島田都賀地域づくり推進課長。

○都賀地域づくり推進課長（島田和行君） ご質問にお答えいたします。

都賀総合支所複合施設の非常用電源としまして、V2X設備工事を別途発注するというところで説明をしていたところだと思います。その二酸化炭素を削減するためのV2X設備工事の国庫補助を目的に申請、公募の申請なのですが、そちらを取得するために申請をしましたが、残念ながら不採択になってしまったというようなことでございます。

○委員長（小久保かおる君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 採択になると思ってまた取り出したかと思うのですが、不採択になった理由みたいなというのは分かったのでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 島田都賀地域づくり推進課長。

○都賀地域づくり推進課長（島田和行君） 直接的な理由はちょっと分かりませんが、申請時の主な評価ポイントというのが幾つか列記されていて、再生可能エネルギー等の運用体制、財政力、導入方式、それとCO₂削減効果あるいは平常時において、その非常用電源として設置したものをどう活用するか、あるいは国の施策への貢献度、今注目されているのは脱炭素先行地域を取得しているかどうか、そういったもろもろのことが総合的に評価されて、審査の結果、不採択になってしまったかなというふうに考えております。

○委員長（小久保かおる君） よろしいですか。

ほかに。

福富委員。

○委員（福富善明君） 57ページ、消防職員福利厚生事業で公務災害見舞金と明記されているのですが、この方については、職務体制というのはどのような体制でやられていた方なのでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 小川消防総務課長。

○消防総務課長（小川信幸君） お答えいたします。

この方は、元岩舟分署の分署長でございます。

以上でございます。

○委員長（小久保かおる君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 分署長というと、24時間勤務ではないですよね。

○委員長（小久保かおる君） 小川消防総務課長。

○消防総務課長（小川信幸君） お答えいたします。

分署長は、現在のところ、当直勤務をやっていただいております。

以上でございます。

○委員長（小久保かおる君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 消防署として健康管理とか、そういったものは定期的に行っていたと思うのですが、身体に異常的なものはなかったのでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 小川消防総務課長。

○消防総務課長（小川信幸君） 健康診断は、消防職員は現場にいる者に関しましては、年間2回ほどやっております。今回の件にありましては交通事故で、元職員が自動2輪を乗っておりまして、自動車と衝突した際にお亡くなりになったということでございます。

以上でございます。

○委員長（小久保かおる君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 市職員も自転車で通勤をしていて事故に遭ったということもあるので、やっぱりそういう要職の方は、ある程度自分を守る車で通うように、4輪車で通うようにしていただい

たほうが、今後やはり勤務の内容についてちょっと検討していただければと思います。いかがでしょうか、そこら辺は。

○委員長（小久保かおる君） 小川消防総務課長。

○消防総務課長（小川信幸君） なるべく職員のほうには、そのように周知したいと思います。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑は。

中島委員。

○委員（中島克訓君） 氏家委員の関連になるのですが、都賀総合支所のEV関係です。この補助金がいただけないということになると、引き続きこれは続行するのか。一番最初の計画だと、非常用電源はディーゼル発電機でやるというふうなことだったので、それはどうなるか、ちょっと教えてください。

○委員長（小久保かおる君） 島田都賀地域づくり推進課長。

○都賀地域づくり推進課長（島田和行君） 非常用電源につきましては、既にディーゼルエンジン式の自家発電機につきましては行わないということで、今回化石燃料を使わないV2Xシステムという、太陽光からの再生可能エネルギーを蓄電あるいは電気自動車をつなげた非常用電源として採用します。こちらは、今年度中に発注をかけて、来年度に向けて完成、建物と一緒に完成を目指すというふうな流れで進めていきたいと思っております。

○委員長（小久保かおる君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） 今後、総合支所なんかの複合化計画も各地域であると思うのですが、それも都賀地域と同じく二酸化炭素抑制のやり方、これと同じようなやり方で進めていくということでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 石川地域振興部長。

○地域振興部長（石川交子君） 今後、各支所の複合化等が順次見込まれますが、その手法については、その地域に合ったものということで、その都度、この都賀のものをそのまま同じように採用するかというのは、その時々状況に応じて検討を図ってまいりたいと考えております。

○委員長（小久保かおる君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） そうしますと、世界的にも国内的にもCO₂の削減というふうなことで歩いていますけれども、今の答弁を聞きますと、その地域、地域によってやり方を変更するというふうなことで、一貫性がないと思うのですが、やっぱりそれはある程度考えていたほうがいいのではないかなと思うのですが、どんなふうな考えかお聞きしたいと思います。

○委員長（小久保かおる君） 石川地域振興部長。

○地域振興部長（石川交子君） 現在、都賀のほうで先行してそのシステムを入れるということになりますので、その状況等を確認しながら、その時々で、今後二酸化炭素排出の事業等はどの地域でも進んでいくと思っておりますので、新しいシステム等の開発も見込まれることから、いろんな手法を考

えていきたいということになります。

○委員長（小久保かおる君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） ちょっと私も思っているのですが、エネルギーを一方づいてしまうと、ちょっと何かのときには大変なことになるものですから、やっぱり古いかもしれないけれども、ディーゼルの発電機というのもちょっと考えていたほうが、非常用としてはいいのかなと思いますので、これは要望というかあれで聞いておいていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（小久保かおる君） 要望でよろしいですか。

○委員（中島克訓君） はい。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑はありませんか。

森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） 57ページで、先ほどご説明していただいてちょっと気になったのですが、消防車等の管理費ということで先ほどご説明いただいて、気になったのですが、これがはしご車を対象として、それに不具合が見つかったということで、これはもう使用駄目だと、運用は禁止ということでお話を聞きました。説明を受けましたけれども、そうすると、それを今度のはしご車を分解修理してということだと、かなりのスパンが要るかと思うのです。そうすると、その間のはしご車の対応というのは代替車とか、そういったものは予定されるのですか。それともそのままはしご車がない状態で、修理期間が終わるまで待っているのか。災害っていつ起きるか分かりませんよね。そのために備えてあるものが、そういった理由で、その間空白ができてしまって、たまたまそこにそういう必要とする災害が起きてしまった場合は、何のための備えだったのかということにもなるのですけれども、その点いかがでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 中村警防課長。

○警防課長（中村 聡君） お答えいたします。

委員のおっしゃるとおり、おおむね分解修理をする期間としましては、3か月間有するものでございますが、そのはしご車の修理期間につきましては、近隣の消防本部に応援を求めるものでございます。これはお互い様でやっているものですので、多少の時間を有する場合もあるかと思っておりますけれども、そういった応援協定で対処していく方向でまいります。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） ほかに。

福田委員。

○委員（福田裕司君） ただいまの関連になるのですが、ちょっと私も勉強不足で分からないのだけれども、修理に3,900万円という、この内訳についてご説明いただきたいと思います。

○委員長（小久保かおる君） 中村警防課長。

○警防課長（中村 聡君） お答えいたします。

詳細な内訳は、大変申し訳ありません。今全てお話しすることができない状況でございますけれども、実際の作業内容としましては、兵庫県にございます三田工場におきまして、車両を持ち込んだ中で、シャーシ部分と艤装の部分とございますけれども、その艤装のはしごの部分全てを分解して下ろして、一つ一つの部品をチェックしながら劣化、摩耗しているものを交換していくと、そういった作業をした中で、最終的には全てまた元どおり組み立てると。そういった作業がありますので、およそ3か月間の作業が必要になってくるものでございます。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） あと29ページになります。歳出のところなのですが、都賀総合支所の庁舎管理費と都賀公民館の管理運営費というところで、ご説明の中で光熱水費の値上がりに伴って補正するよというのはもう理解しているのですけれども、ちょっと疑問に思うのは、ほかの総合支所とかはどうだったのかなというところなのです。何か特出するものがほかにあったのでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 高野地域振興部副部長。

○地域振興部副部長兼地域政策課長（高野義宏君） お答えいたします。

部全体を総括しております幹事課であります地域政策課ということでお答えさせていただきたいと思います。本年の各施設、公民館、それぞれの支所の光熱水費に関しましては、実は今現在分かっておりますのは、今回補正させていただいております藤岡と都賀の施設でございますけれども、残念ながら見通しといたしましては、12月の定例会におきまして、その他の施設のおおむね大半の部分が光熱水費の補正予算を計上させていただきたい、そうになってしまう見込みでございます。これは、もちろん単価が上がっているということもそうですが、この猛暑、酷暑であります本年の夏のエアコンなどの利用、電気料だけではないと思いますけれども、そういった部分の活用を見た中で、当面半年たった、この9月補正でやらせていただく2施設については、間違いなく半年分、ちょっと不足が見込まれる。残りの施設は、ここからまたあと2か月、3か月様子を見させていただきませんが、先ほど申し上げましたとおり、大半の施設につきまして、やはり増額補正をさせていただく見込みになっておるところが実態でございますので、藤岡と都賀が特別に使用料が多かったということではなくて、この段階で行わせていただくか、12月まで見極めて確実な数字を計上させていただくかというところの若干の違いというふうに捉えていただければと思います。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

中島委員。

○委員（中島克訓君） ちょっと福田委員の一番最初の質問に関連するのですが、消防車等の管理費で3,960万円の修理費ということですが、この現在使用しているはしご車、新車価格というのは幾らで購入したのか、ちょっと分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（小久保かおる君） 中村警防課長。

○警防課長（中村 聡君） お答え申し上げます。

現在使用していますはしご車につきましては、平成28年に購入したものでございます。当時の新車価格としましては2億2,000万円でございます。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） 分かりました。2億2,000万円、約1割強の修理費というふうなことで、了解しました。やっぱりこれは人命とかも関わりますので仕方ないかと思えます。よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑はありませんか。

森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） 31ページなのですけれども、都賀体育センター管理費の中で、高所照明器具の取替工事ということで、これは水銀灯か何かの交換ということではよろしいのでしょうか。それと、それを大体何年周期ぐらいでそういった交換をされているのか、管理されているのか、その辺のところをちょっと具体的にお聞かせいただければと思うのですけれども。

○委員長（小久保かおる君） 島田都賀地域づくり推進課長。

○都賀地域づくり推進課長（島田和行君） 都賀体育センターの管理費ということで、高所照明器具の取替工事ということでございますが、現在45基のうち17基が点灯不良ということで、かなり照明が暗い状態というところでございます。現在は水銀灯であります、交換のスパンといいますか、時期についてはちょっと正確に私も申し上げることはできませんが、今回は一応LEDのライトを交換する。ついていない部分を交換するというふうなことで考えております。

○委員長（小久保かおる君） 森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） 45基のうち17基に今回の費用ということで、これは駄目になったら交換する、ある程度何年周期で維持していく、メンテナンスしていくというようなやり方ではなくて、駄目になったらということで、17基については結局交換が終わるまではそうは使用は難しいということですね。だから、その辺のところはどうなのか。ある程度周期的に管理していったほうが、ある程度使用できない期間で、やっぱりある程度削減できると思うのですけれども、結局駄目になってからだと、その間、使用したくても使用できないという期間がありますよね。その辺のところの考え方はいかがですか。

○委員長（小久保かおる君） 島田都賀地域づくり推進課長。

○都賀地域づくり推進課長（島田和行君） この体育館につきましては、高所作業ということで、上からリフトで下りてきて交換ができないということで、委員さんおっしゃるとおり、高所作業による交換になります。そうしますと、ある程度利用者の方には利用できない期間があるかもしれませ

んが、その辺につきましては担当部署の係とよく詰めて、今回の補正をいただけるのであれば、利用者についてはよく説明をした上で進めていきたいと思っております。ただ、まだ水銀灯がついている施設でございますので、これから切れてしまうと使えなくなるものが出てくる可能性はありますが、その辺につきましては定期的な交換というよりは、状況を見てその都度対応していくというような方法で考えております。

○委員長（小久保かおる君） 森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） 分かりました。そうすると、またこれからLEDに切り替えていくということであれば、水銀灯よりもある程度長寿命化にはなっていくということで、了解しました。ありがとうございます。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第73号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第73号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（小久保かおる君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前10時19分）